

Q.7 選択議定書は、世界でどのくらいの国が批准していますか？

A.7 すでに109カ国が批准しています。

いま世界で160カ国が自由権規約を批准し、そのうち109カ国が選択議定書を批准しています(2007年7月現在)。



アジア太平洋地域では、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、モンゴルなどが選択議定書を批准しています。

自由権規約委員会も、日本が早く選択議定書を批准するよう、勧告しています。

Q.8 日本が選択議定書を批准するためには、どうしたらいいですか？

A.8 みなさんの力にかかっています。

日弁連は日本の選択議定書の批准に向けて長年活動してきましたが、日本は未だ批准に至っていません。

自由権規約を、行政や裁判所がきちんと守り、活用すること、そして選択議定書を批准すること、これらを強く求めるみなさんの熱意ある運動、世論の盛り上がりは何より重要です。

NGO、地方自治体、国会議員のみなさんと幅広いネットワークを作り、選択議定書批准に向けて力を合わせていきましょう。



このリーフレットをお読みになるみなさんへ

みなさんは、地球上に住むすべての人の人権がきちんと守られるために、国家間で、さまざまな条約=国際的な約束ごとが取り決められてきたことをご存じでしょうか。

いま、人権に関する主な条約は世界中に27個あり、その中で一番基本になるのが、1966年にできた「自由権規約」と「社会権規約」という2つの条約です。

自由権規約には、「選択議定書」と呼ばれる付属の条約がセットになっていますが、日本は、自由権規約を批准しながら、選択議定書はまだ批准していません。日本に住む私たち一人ひとりの人権がきちんと守られ、日本の社会が人権を尊重する社会になるためにも、日本に対する人権先進国としての国際的な信頼を高めるためにも、日本が選択議定書まできちんと批准することが、ぜひとも必要だと私たちは考えます。

このリーフレットは、自由権規約や選択議定書について説明しています。手にとって読んで下さったみなさんが、日本が一日も早く選択議定書を批准するように関心と期待を持って下さり、一緒に力を合わせて下さることを願っています。

「日本のみなさんが、国際人権基準を実務に取り入れようと努力されていることに対して、心から感銘を受けています。」
(ルイズ・アルブールさん/国連人権高等弁務官)
「日本にとって自由権規約を十分に国内で生かすことは極めて重要であり、そのために選択議定書を批准することが今強く求められています。」
(安藤仁介さん/国連自由権規約委員会元委員長、世界人権問題研究センター所長)

国連の人権救済制度

「個人通報制度」に道をひらこう!

～今すぐ自由権規約選択議定書批准を～



個人通報制度とは、個人が直接、国際機関に人権侵害の救済を求める制度です。

発行

JFBA 日本弁護士連合会

連絡先/日本弁護士連合会企画部国際課 TEL 03-3580-9741

日弁連国際人権ライブラリーURL:

http://www.nichibenren.or.jp/ja/humanrights_library/

発行 2007年11月

Q.1 自由権規約って何ですか？

A.1 市民的、政治的自由権を保障することを目的にした条約です。

正式には、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」といいます。

自分の命を誰からも侵されない権利や、拷問や非人道的な取扱いを受けない権利、根拠なくむやみに逮捕されないなどの刑事手続における権利、外国人や女性、子ども、障がいのある人の権利などを、日本国憲法よりも更に具体的に定めています。

各国政府は、国連の自由権規約委員会に定期的に自国の人權状況を報告し、審査を受ける義務があります。



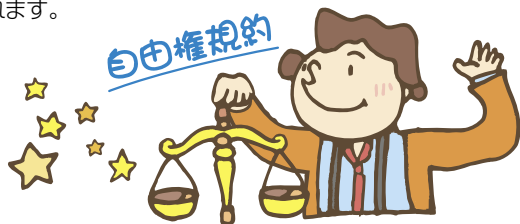
Q.2 自由権規約は日本国内でも効力があるのですか？裁判に使えますか？

A.2 日本国内でも効力があり、裁判にも使えます。

日本は、1979年に自由権規約を批准しており、自由権規約はすでに日本国内での効力を持っています。そして、ほとんどの条文は、そのまま日本国内での、民事・行政・刑事の裁判で使うことができます。

しかし、日本では、警察や刑事施設の職員などの公務員や、人権侵害の訴えを審理する裁判官、そしてみなさんにもよく知られておらず、残念ながら、あまり裁判の場で使われていないのが現状です。人権侵害に遭って、裁判を提起しようとする方は、ぜひ自由権規約を活用して下さい。

このように、日本で自由権規約が浸透していないのは、「個人通報制度」が日本で使えないということが大きな理由の一つだと考えられます。



Q.3 個人通報制度って何ですか？

A.3 自由権規約に反する人権侵害を受けた人が、国際機関へ直接救済を申し立てる制度です。

選択議定書は、自由権規約とセットになった条約で、自由権規約で保障された権利を侵害された人が、国内で裁判などの手を尽くしても権利が回復されない場合に、国連の自由権規約委員会へ直接救済の申立てができる手続(=個人通報制度)を定めています。

日本は、自由権規約は批准しましたが、選択議定書はまだ批准していないので、日本における人権侵害の被害者には、この個人通報が認められていません。

例えば、選択議定書を批准している韓国では、作品が「利敵行為」として画家が有罪判決を受けたケースで個人通報が行われ、自由権規約委員会は、その画家の表現の自由を侵害するとして、韓国政府に対して補償と再発防止を勧告しました。



Q.4 自由権規約委員会は、日本国内に人権問題があると指摘していますか？

A.4 まだまだ多くの人権問題があると指摘しています。

日本国政府も、定期的にレポートを提出して、自由権規約委員会の審査と勧告を受けています。

自由権規約委員会は、1998年の審査において、日本の主要な人権問題として、刑事捜査の問題性、被拘禁者の処遇、死刑制度、女性に対する制定法上の差別、婚外子差別、在日コリアン、アイヌ、被差別部落等マイノリティ集団に対する差別などが挙げられると指摘しています。



Q.5 選択議定書を批准すると、日本国内の人権状況は変わりますか？

A.5 大きく改善されることが期待できます。

人権侵害を受けた人が、自由権規約委員会に個人通報することによって、その人権侵害状況が審議され、公に監視されます。自由権規約委員会は、人権侵害があると認定すれば、政府に対して改善を促します。

この国際的監視が予定されているだけでも、日本の行政や裁判所などが、人権問題についてより前向きな態度をとることになり、ひいては日本国全体の人權状況の改善につながる事が期待できます。



Q.6 個人通報制度は世界でどのくらい利用されていますか？効果はありますか？

A.6 1500件が受理され、多くの人権状況が改善されています。

個人通報制度発足後現在に至るまでに、世界中から寄せられた個人通報のうち約1500件が受理され、審査の結果420件を超えるケースで人権侵害が認定されました(2006年7月現在)。

各ケースについて自由権規約委員会は、各国政府に勧告を行った上、勧告に従った人権状況の改善がなされたかどうかの調査を続けています。例えば、オランダでは、失業保険受給手続きにおける男女の不平等な取扱いが改められ、フランスでは、国籍を理由とする軍人年金支給における差別的取扱いが改められるなど、人権状況の改善効果が現れています。

